

研究活動を推進する上で必要となる研究費等は、あらゆる学術分野における研究を発展されることを目的として交付される助成金及び補助金が充てられている場合があり、その交付元の負託に応えるには、組織的に運営・管理を適正に行うとともに、研究者が研究活動を円滑に行える環境や体制を構築することが肝要です。

本ガイドラインは、本大学における学内外の研究費、助成金及び補助金等の適正使用の徹底の観点から、本大学の教職員が研究費等の使用ルールを再確認し、全学的な統一ルールの下、厳正なる不正使用の防止策を講じ、経理管理・監査体制の一層の強化・充実に資するために示すものとします。

## 1. 責任体系の明確化

本大学における研究費等の運営・管理に関する統括管理責任者を副学長とし、その下に部局責任者として研究科の長が当該研究科の研究費などの運営・管理について統括します。そして、部局責任者の指示の下に、研究科事務組織が研究費等の運営・管理を所管します。

## 2. 適正な運営・管理活動

- ① 研究費等の運営・管理は、関係諸規定等に基づき、適正に運用します。また4、適正なる運用の一助として、研究費等の運営・管理に関する手引きを作成し、本大学の教職員に周知徹底を図ります。
- ② 研究費等の全学的な事務総括を大学事務局が行い、相談窓口も設けることとする。
- ③ 研究者は、自己の研究費等の執行状況に関し、不断の点検を励行し、研究計画に基づく物品購入等に係る詳細な理由を大学に提示しなければなりません。
- ④ 研究者は、研究費等に関する予算執行状況の検証を行い、予算執行状況が著しく遅れている場合は、研究科委員会に設置された研究推進委員会に報告し、了承を得なければなりません。
- ⑤ 競争的資金などにおいて間接経費に充当するための研究費等は、大学研究科が受入れ、部局責任者の指示の下、研究科への事務的支援、研究環境の整備及び管理体制の改善・充実に取り組み等を使用することとします。ただし、直接経費に充当するための研究費等は対象外とします。

## 3. 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定

本大学は、研究科の研究科委員会に研究推進委員会を設置し、研究費等の使用状況の把握・検証、それを踏まえた適正使用及び不正防止のための諸施策策定に加え、研究費の不正使用に関する公益通報対象事実の調査等を担当します。

## 4. 円滑なる情報伝達体制の確立及び情報開示

- ① 大学事務局内に設置された公益通報受付・相談窓口で受理した研究費等の不正使用に係る公益通報の取扱いは、適正に扱われることとします。
- ② 本大学は、教職員に対し、研究費等の管理体制、使用方法等に関する研究会及び説明会を適宜開催し、使用ルール等の周知徹底を図るとともに、理解度を把握するため、「研究費等に関する意識調査」を実施します。
- ③ 研究費等の不正使用対策に関する取り組み等の概要は、本大学の公式ホームページにより外部に開示します。

## 5. モニタリングの実施

研究推進委員会は、研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、監事、内部監査員、監査を担当している公認会計士又は監査法人と、適宜、情報や意見の交換を行い、監事監査、内部監査及び公認会計士の監査項目・内容を常に検証し、実効性のあるモニタリング（監視）に努めます。

## 6. 研究活動に伴う管理業務遂行の心得

研究活動を遂行する研究者とそれを支援する事務組織は、円滑に連携し、適正な研究費等の運営・管理が徹底できるよう努めます。

特に研究者は、研究計画に基づく研究遂行を不断に点検・評価し、研究費等の執行状況も常に確認しながら、適正を期すこととします。

さらに事務局内では、相互理解のもとに、それぞれの事務分掌の視点からチェック機能を働かせ、適正な研究費等の運営・管理に努めます。

以上